

東京電力福島第一原発事故後の諸外国・地域による輸入規制

平成29年2月
外務省

1. 輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ

東京電力福島第一原発事故に起因する風評被害を防ぎ、被災地製品の輸出を促進するため、我が国産品の安全確保の措置（我が国の検査基準・体制や出荷制限等）等の情報を迅速かつ正確に各国・地域に提供し、輸入規制の緩和・撤廃を粘り強く働きかけている。

- (1) 各国・地域の要人等との会談において、首脳・閣僚等ハイレベルで規制の緩和・撤廃を申し入れ。
- (2) 各国・地域の事情に応じ、先方政府当局に対する情報発信と規制緩和・撤廃に関する申し入れのラインをきめ細かく本省と在外公館の間で打ち合わせ、在外公館から申し入れを実施。
- (3) 外国の輸入規制当局者を招へいし、関係省庁との意見交換や福島県の視察等を実施。（H28年度補正）
- (4) 風評被害払拭や復興状況の対日理解促進のため、PR事業や招へい事業等を実施（H28年度実績。1月時点）
 - ✓ 報道関係者招へい（26名の記者、2組のテレビ番組制作チームを招へい、ブリーフや被災地取材等を実施）
 - ✓ 在外公館文化事業（東北地方の文化紹介、ドキュメンタリー映画上映等を計約10件実施）
 - ✓ 日本事情発信資料の作成、発信（海外向けグラフィック誌（20万部、7言語）で被災地の復興を感じさせる東北の話題（三陸鉄道全線復旧等）を制作、ビデオ映像資料（7言語）の「東北から笑顔を」と題するトピックを「Web Japan」ホームページに掲載）

2. 成果と今後の取組

- (1) 震災以降これまでに21か国が規制を撤廃（カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス）。米国、EU、シンガポール等で規制の対象地域・品目が緩和。
- (2) 依然として7か国・地域が輸入停止を含む規制を継続。53か国・地域では、証明書提出等の限定的な規制が維持されている。
- (3) 今後も、ハイレベルの往来を活用するとともに、本省と在外公館の間で緊密に連携し、粘り強く規制緩和・撤廃に向けた働きかけを継続する。

輸入規制当局者招へい事業

●日時：平成29年1月30日～2月4日

●招へい対象者：ブルネイ、モロッコ、レバノンの食品輸入規制当局関係者（計8名）

●主要日程：

・東京都（1月30～31日，2月3～4日）

関係省庁（外務省，農林水産省，厚生労働省，経済産業省）から，日本産食品の安全性確保に向けた取組や東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策についてブリーフを行い，その後，質疑応答・意見交換を実施。

・福島県（2月1～2日）

福島県農業総合センター，福島県ハイテクプラザ，あんぽ柿・トマト・いちごの生産施設，農産物販売所等を訪問し，福島県における食品安全・安心確保に向けた取組を視察。

●今後の対応：

上記3か国の食品輸入規制当局関係者から，日本産食品の安全性について理解を得られたところ，今回の訪日が当該国における輸入規制の撤廃・緩和に結びつくよう，働きかけを継続していく。

福島県農業総合センター（農水産物検査施設）



伊達果実農業協同組合（あんぽ柿生産施設）



本県の放射性物質対策を
を講ずる3カ国の食品輸入
規制担当者1日，県出
市・農業総合センター

3カ国の食品輸入
規制担当者が来県
放射性物質対策を紹介
外務省は1日，本県
産農林水産物の輸入規制な
どを行っているレバノン
ブルネイ、モロッコの食品
輸入規制担当者を本県に招
き、本県の放射性物質対策
などを紹介している。2日
まで。

県産農林水産物の輸入に
当たり、ブルネイとモロッ
コが政府作成の放射性物質
検査証明書が必須となっ
ており、

レバノンが一部の出荷制限
品の輸入を停止し、出荷
制限品目以外について指定
検査機関作成の放射性物質
検査報告書が必要な状況と
なっている。

今回は3カ国の8人が訪
問。初日は郡山市の県農業
総合センターで担当者から
放射性物質の除去・低減対
策の説明を受けたほか、モ
ニタリング検査の状況など
を見学した。2日は郡山市
の農産物販売所やいわき市
の生産施設などを訪れる。



県産農林水産物の安全PR

外務省 輸入規制3国の担当者招く

東京電力福島第一原発
事故に伴う県産農林水産
物の輸入規制解除に向け
、外務省は、二つの両
日、規制しているブルネ
イ、モロッコ、レバノ
ンの食品輸入規制当局
の担当者を集めて、あ
んぽ柿の検査施設を訪れ
取り組みへの理解を
求めている。計八人が
訪れている。

二日は、いわき市でト
マトやイチゴの生産現
場、郡山市で農産物の
販売施設などを訪れ
る。

県内を視察しており、一
日は郡山市の県農業総合
センターで、県産農林水
産物のモニタリング検査
の現状について説明を受
けた。実際の検査を見学し
た。舞野町にある、あ
んぽ柿の検査施設も訪れ
た。

東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(現状)

平成29年
1月6日現在

カテゴリー	アジア大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
輸入停止を含む規制	韓国 台湾 中国 香港 マカオ シンガポール			ロシア			7か国・地域
	6か国・地域			1か国			
限定規制 (条件付きで輸出可) (*1)	フィリピン(*1) インドネシア ニューカレドニア 仏領ポリネシア ブルネイ パキスタン	米国(*1)	ブラジル アルゼンチン	EU28か国(*2) アイスランド スイス ノルウェー リヒテンシュタイン ウクライナ	レバノン(*1) ア首連 オマーン サウジアラビア バーレーン イスラエル カタール トルコ	エジプト モロッコ コンゴ(民)	53か国・地域
	6か国・地域	1か国	2か国	33か国	8か国	3か国	
規制撤廃	ミャンマー(H23.6) ニュージーランド(H24.7) マレーシア(H25.3) ベトナム(H25.9) 豪州(H26.1) タイ(H27.5)(*3) インド(H28.2) ネパール(H28.8)	カナダ(H23.6)	チリ(H23.9) メキシコ(H24.1) ペルー(H24.4) コロンビア(H24.8) エクアドル(H25.4) ボリビア(H27.11)	セルビア(H23.7)	イラク(H26.1) クウェート(H28.5) イラン(H28.12)	ギニア(H24.6) モーリシャス(H28.12)	21か国
	8か国	1か国	6か国	1か国	3か国	2か国	

81か国・地域

(*1) 輸入停止を含まないが証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定規制」と分類している(ただし、フィリピン、米国、レバノンの3か国については、輸入停止を含む措置が含まれているが、対象品目は日本の出荷制限品目を基準としているため、「限定規制」に分類。)。なお、各カテゴリーの中でも規制の内容や対象地域・品目は国・地域ごとに異なる。

(*2) EUは、EU加盟28か国で同一の規制が課されている。

(*3) タイは野生動物(イノシシ、ヤマドリ、シカ)の肉を除いて規制を撤廃。

(*4) 下線を引いている国・地域は、震災後に一定の規制緩和が実現したことのある国・地域。

(参考: 各国の輸入規制の国際法上の根拠)

WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)上、各加盟国は、科学的な原則に基づき、人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが、科学的に正当な理由がある場合等には、国際的な基準より厳しい措置を取ることも可能とされている。

東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(緩和・撤廃の動向)

平成29年
1月6日現在

撤廃年月	国名	緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2011年 6月	カナダ	2014年 6月	シンガポール	・輸入停止(福島県)→産地証明書添付で輸入可能(福島県の一部除く) ・検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小(8都県→3県)
6月	ミャンマー	11月	サウジアラビア	・輸入停止(12都県の全食品)→検査証明書等添付で輸入可能(47都道府県)
7月	セルビア	12月	バーレーン	・検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能
9月	チリ	12月	米国	・検査報告書(3県)の対象品目が縮小
2012年 1月	メキシコ	12月	オマーン	・検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能
4月	ペルー	2015年 2月	ブルネイ	・輸入停止(福島県)→検査証明書添付で輸入可能(一部品目を除く) ・検査証明書(福島県以外)→産地証明書(福島県以外)
6月	ギニア	3, 4, 5, 8月	米国	・日本で出荷制限措置が解除された品目について, 順次輸入停止を解除
7月	ニュージーランド	7月	ロシア	・輸入停止(8県の水産物)→青森県を解除(検査証明書添付で輸入可能)
8月	コロンビア	2016年 1月	EU加盟28か国	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小 (福島県の野菜, 果実(柿を除く), 畜産品, そば, 茶等を検査証明対象から除外等)
2013年 3月	マレーシア	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 12 月	米国	・日本で出荷制限措置が解除された品目について, 順次輸入停止を解除
4月	エクアドル	2月	スイス, ノルウェー, アイスランド, リヒ テンシュタイン	・2016年1月のEUの規制緩和に準じた規制緩和を実施
9月	ベトナム	3月	エジプト	・検査証明書の対象地域・品目を変更(11都県の全ての食品・飼料→7県の水産物)
2014年 1月	イラク	6月	ブルネイ	・輸入停止(福島県の食肉, 野菜, 果物, 水産物, 牛乳・乳製品) →検査証明書添付で輸入可能(福島県の全食品が検査証明書の対象に)
1月	豪州	6月, 9月	仏領ポリネシア	・2016年1月のEUの改正内容と同様の改正を実施(9月)
2015年 5月	タイ ※一部野生動物肉除く	7月	イスラエル	・輸入時サンプル検査の対象県及び対象品目が縮小 (8県の全ての食品→福島県の全ての食品, 5県は品目別に)
11月	ボリビア	7月	カタール	・検査報告書(47都道府県)→輸入時サンプル検査
2016年 2月	インド	10月	ニューカレドニア	・輸入停止(12都県産の全食品・飼料)→解除(野菜, 果実(柿を除く), 畜産品, そば, 茶等について証明の添付も不要に)
5月	クウェート	11月	UAE	・検査証明書の対象地域が縮小(15県→5県)
8月	ネパール			
12月	イラン			
12月	モーリシャス			

(計21か国)

* 農林水産省資料を基に作成
* 規制緩和は2014年6月以降の
例を記載